

## ポリオワクチンが 変わりました

(不活化ワクチン導入)

ポリオのワクチンは、9月1日から、生ポリオワクチンに代えて、新たに不活化ポリオワクチンが定期接種になりました。

対象年齢 生後3カ月～7歳6カ月未満

※出来るだけ標準的な接種期間に受けましょう。

個人通知と申し込み 平成20年4月2日～平成24年7月31日に生まれたお子さんに個人通知をします。(平成24年8月1日以降に生まれたお子さんは、生後1カ月となった月の翌月上旬に通知)

※基礎疾患等の理由による

※国においては、ジフテリア、百日せき、破傷風、不活化ポリオワクチンの4種混合ワクチンの早期導入に取り組んでおり、本年11月の導入を目指しています。

◆問い合わせ 健康推進課

### 接種概要

	8月末まで	9月から
ワクチン	生ワクチン	不活化ワクチン
実施方法	集団接種	医療機関(個人通知時に表を同封)で個別接種
接種方法	経口投与(口から飲む)	皮下注射
接種回数	2回	4回(注)

(注) 1期初回 20日以上の間隔で3回接種  
 ※接種間隔については、20日～56日の間隔が望ましい。  
 (標準的な接種期間 生後3カ月～12カ月)  
 1期追加 6カ月以上の間隔で1回接種  
 (標準的な接種期間 初回接種終了後12カ月～18カ月)  
 なお、4回目の追加接種につきましては、定期接種対象外となっています。(現在、国において臨床試験を実施中のため、データを収集検査中です)

接種スケジュール

- ・生ポリオワクチンを1回も接種していない場合…不活化ポリオワクチンを4回接種
- ・生ポリオワクチンをすでに1回接種している場合…不活化ポリオワクチンを3回接種
- ・生ポリオワクチンをすでに2回接種している場合…接種不要
- ・不活化ポリオワクチン(任意)を1～3回接種している場合…不活化ポリオワクチンが合計4回となるように接種

## 国保の届け出は14日以内に

私たちは何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(協会けんぽ)、健康保険組合(組合健保)、共済組合などの健康保険があります。国民健康保険(国保)はこれらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養(同居し

私たちが何らかの健康保険に加入しなければなりません。健康保険には、全国健康保険協会(協会けんぽ)、健康保険組合(協会けんぽ)、健康保険組合(組合健保)、共済組合などの健康保険があります。国民健康保険(国保)はこれらの健康保険に加入できない人が加入する健康保険です。家族の加入している健康保険などの扶養(同居し

こんなときは14日以内に国保医療課へ	届け出に必要なもの	
加入の手続き	1. 八幡市に転入したとき 2. 子どもが生まれたとき 3. 他の健康保険等を脱退したとき 4. 生活保護が廃止されたとき	印かん、転出証明書 印かん、国民健康保険証、母子健康手帳 印かん、健康保険等の脱退証明書 印かん、保護廃止決定通知書
脱退の手続き	1. 八幡市から転出するとき 2. 家族が死亡したとき 3. 他の健康保険等に加入したとき 4. 生活保護を受けるようになったとき	印かん、国民健康保険証 印かん、国民健康保険証、死亡を証明するもの 印かん、国民健康保険証、新しい健康保険証 印かん、国民健康保険証、保護開始決定通知書
その他の手続き	1. 退職者医療制度に該当したとき 2. 市内での転居、氏名変更、世帯主変更 3. 保険証の紛失や汚れて使えなくなったとき 4. 修学のため、家族が他の市町村に住むとき	印かん、国民健康保険証、年金証書 印かん、国民健康保険証 印かん、国民健康保険証または本人確認のできるもの 印かん、国民健康保険証、在学証明書

※届け出をする時に本人確認を求めることがあります。免許証等、本人確認ができるものを持参してください。代理人は、委任状と本人確認のできるものが必要です。  
 ※同一世帯に国保加入者がいる場合、加入の手続きには国民健康保険証が必要です。

## 保険料は 納期内に納付を!

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料は納期内に納付をお願いします。

納期限を過ぎると督促状が送付され、督促手数料や延滞金が加算されます。

便利な口座振替の利用を  
 安心・確実・便利な口座振替を利用してください。

口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)または市役所の保険料収納課でお願いします。

◆問い合わせ 保険料収納課

## 市税は納期内に納付を

固定資産税(第3期分)の納期限は10月1日です

加入手続きが遅れると  
 届け出をした日からではなく、国保の加入資格が発生した月までさかのぼって保険料を納めなければなりません(遡及制度)。また、その間の医療費は全額自己負担となります。

市税は、市民の暮らしやまちづくりなど、生活に欠かせない事業やサービスを提供するための貴重な財源です。納期内に取扱金融機関またはコンビニ等で納付してください。納期限が過ぎた場合は、督促状が送付され、徴収権限が「京都地方税機構」に移ります。

### 口座振替のご利用を

申し込み 口座振替の申し込みは、市税取扱金融機関(市外の金融機関には申込書がない場合あり)、または納税課で行うことができます。(ゆうちょ銀行の場合は納税課では受け付けできません)。9月14日

## 『古都の秋 ゆずる心を大切に』

秋の全国交通安全運動  
 9月21日(金)～30日(日)  
 9月30日は交通事故死ゼロを目指す日

### 事故“ナシ”キャンペーン

市交通安全対策協議会は9月21日(金)、京阪八幡市駅前で事故“ナシ”キャンペーンを行います。午前7時30分から八幡市特産のナシ(梨)を使用した菓子(梨マドレーヌ)を配り、交通事故防止を訴えます。

◆問い合わせ 管理・交通課

すでに手続きすると10月が納期の市・府民税(第3期分)から、また10月15日までは11月が納期の固定資産税(第4期分)から振替をします。軽自動車税は来

◆年度分からとなります。お問い合わせ 納税課



## 就業構造基本調査を 実施します!

10月1日(月)現在で、就業構造基本調査を実施します。

この調査は、国民の普段の就業・不就業の状態を明らかにし、雇用政策をはじめ、経済政策などに必要な基礎資料を得ることを目的に実施します。

調査する地域は、全国から無作為に選ばれます。

9月上旬から調査員が調査世帯へ伺いますので、調査の趣旨をご理解いただき、調査票へのご記入をお願いします。

◆問い合わせ 政策推進課

